(六)　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等について、次に掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を要しないこととした。（租税特別措置法第三七条の一四及び第三七条の一四の二関係）

(1)　金融商品取引業者等変更届出書

(2)　非課税口座廃止届出書

(3)　未成年者口座廃止届出書

(七)　相続財産に係る譲渡所得の課税の特例について、対象となる相続財産に、相続財産につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律の敷地権利変換により除却敷地持分等を取得した場合の課税の特例の適用を受けた場合におけるその敷地権利変換により取得した除却敷地持分等を加えることとした。（租税特別措置法第三九条関係）

(八)　年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書

(2)　所得金額調整控除申告書

(九)　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の一七関係）

(1)　対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

イ　その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。ただし、令和四年一月一日から、同日から令和八年一二月三一日までの間の一定の日までの期間内に行った一般用医薬品等の購入の対価の支払については、この除外する措置を適用しない。

ロ　その製造販売の承認の申請に際して改正前の本特例の対象となる医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる医薬品（改正前の本特例の対象となる医薬品を除く。）のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のものを追加する。

(2)　本特例の適用を受ける者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付又は提示を要しないこととし、当該取組の名称その他一定の事項を特定一般用医薬品等購入費の明細書に記載しなければならないこととする。この場合において、税務署長は、その適用を受ける者に対し、確定申告期限等から五年間、当該取組を行ったことを明らかにする書類の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該書類の提示又は提出をしなければならない。

(一〇)　認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除制度について、その対象となる認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附を除外することとした。（租税特別措置法第四一条の一八の二関係）

2　法人課税

(一)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条、第四二条の四及び第六八条の九関係）

(1)　一般の試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、次のとおりとする。

イ　特別税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（一〇〇分の一〇を上限とする。）とする。

(イ)　(ロ)に掲げる場合以外の場合　一〇〇分の一〇・一四五から、一〇〇分の九・四から増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（一〇〇分の二を下限とする。）

(ロ)　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　一〇〇分の八・五

ロ　令和三年四月一日から令和五年三月三一日までの間に開始する各事業年度については、右記イにかかわらず、特別税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合とした上、その特別税額控除割合（左記ニの措置の適用がある場合にはその適用後）の上限を一〇〇分の一四とする。

(イ)　増減試験研究費割合が一〇〇分の九・四を超える場合　一〇〇分の一〇・一四五に、その増減試験研究費割合から一〇〇分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合を加算した割合

(ロ)　増減試験研究費割合が一〇〇分の九・四以下である場合　一〇〇分の一〇・一四五から、一〇〇分の九・四からその増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（一〇〇分の二を下限とする。）

(ハ)　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　一〇〇分の八・五

ハ　令和三年四月一日から令和五年三月三一日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が一〇〇分の二以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の控除上限額に当期の税額の一〇〇分の五相当額を加算する。

ニ　試験研究費割合が一〇〇分の一〇を超える場合における特別税額控除割合を割り増す措置及び控除上限額を加算する措置の適用期限を二年延長する。

(2)　中小企業技術基盤強化税制について、次のとおりとする。

イ　増減試験研究費割合が一〇〇分の八を超える場合の措置を増減試験研究費割合が一〇〇分の九・四を超える場合に次のとおりとする措置に見直した上、その適用期限を二年延長する。

(イ)　特別税額控除割合に、その増減試験研究費割合から一〇〇分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合を加算する。

(ロ)　控除上限額に当期の税額の一〇〇分の一〇相当額を加算する。

ロ　右記(1)ハと同様の措置を講ずる。

ハ　試験研究費割合が一〇〇分の一〇を超える場合における特別税額控除割合を割り増す措置及び試験研究費割合が一〇〇分の一〇を超える場合（右記イの場合を除く。）における控除上限額を加算する措置の適用期限を二年延長する。

(3)　特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、共同研究又は委託研究であって国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る一定の試験研究費の額の特別税額控除割合を一〇〇分の二五とする。

(4)　試験研究費の額について、次の見直しを行う。

イ　研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。）となる費用の額を加える。